





図書館サービスと著作権

南 亮一
(国立国会図書館)




この講義の構成

- はじめに
- 著作権制度の構造：利用者サイドから
- 個別ケースの解説
- 質疑応答




はじめに

- 南亮一（みなみりょういち）：1968年奈良県生まれ。大阪大学法学部卒業後、国立国会図書館勤務。1年8か月ほど文化庁著作権課に在籍。NDLの複写部署、国会向けに著作権等の調査研究も。関西館には2010年4月から。
- 2000年からJLA著作権委員会委員（現在最古参）。同委員会編『図書館サービスと著作権』の改訂版からの執筆を担当。




はじめに

- この講義では、みなさまからお寄せいただいたご質問をもとに、図書館サービスと著作権についてご自分でお考えいただく力を養っていただけるのに必要最低限の知識をお伝えするものです。
- 私が「回答」したとしても、それは何の権威もあるわけではなく、その裏付けとなっている見解に「権威」があります。例えば、クレームを付けてきた人に「南という人がこう言っていた」と言っても、その人にとっては「？」という感じではないかと思います。
- この講義で得た知識をもとに、自ら著作権のことを考えるようにしていただければ幸いです。



はじめに

- 私の説明がわかりにくいことがあるかと思いますが、そんなときは、挙手をしていただいた上で、ご遠慮なくご質問ください。最後にまとめて尋ねてみようとしても、忘れてしまったり、タイミングなどで難しいものです。
- ただ、個別の事例についてのご質問は、まとめて最後に受け付けますので、そのときをお願いいたします。



著作権制度の構造：利用者サイドから

- みなさんはある程度の図書館実務を積まれていらっしゃるでしょうから、何となくはご存知だと思います。また、アンケートをみますと、数人の方は文化庁著作権課主催の図書館員向け研修を受講されていらっしゃいますから、そういうお方はよくご存知かと存じます。
- ただよくありがちなのは、著作権制度をフラットに説明されることです。だいたいの概説書や著作権の研修はそうになっています。しかし、著作権制度の中にも著作物の利用をしている際にはほぼ無関係のことも多いので、その部分は無駄になってしまいます。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- そこでこの講義では、あまり必要ないと思われる部分は思い切って省き、必要と思われる部分のみを詳しく取り上げることにします。
- また、この講義では特に、みなさまからいただいたご質問で取り上げられている項目を重点的に取り上げ、その他のものは思い切って取り上げないことにします。
- 参考文献を掲げておきます。

南亮一「教えて！著作権 第1回 著作権とは？著作物を利用する、とは？」情報管理53(7), 2010.10, p.381-395.
http://www.jstage.jst.go.jp/article/johokanri/53/7/53_381/article-char/ja

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 著作権法の解釈を始める前に・・・

「それ、契約で決まってませんか？」

- オンラインデータベースや一部の資料（出版社から直販で購入しているもの、著作権処理済みDVDなど）は、買ったときの契約で利用条件が定まっているものが多く、その場合には著作権法の解釈ではなく、利用条件を解釈することに。
- 許諾を得て資料を利用する場合も同様。

著作権制度の構造：利用者サイドから

【ご注意ください】

- こういう場合は、「契約」で定まっているわけではありません。法的拘束力はありません。
- 【ご質問】「ゼンリン住宅地図」の奥付（裏表紙）に「ゼンリン住宅地図の利用について」という著作権についての説明書きがあり、「法律で特に定める場合を除き、当社の許諾なく本商品又は本商品に含まれるデータの全部若しくは一部を複製、転記、抽出、その他の利用をした場合、著作権法違反や不法行為となり～」という記述がありますが、図書館での利用者の複写（コピー）は「法律で特に定める場合を除き」に該当し、著作権法の違法行為にはならないのでしょうか。
- 【ご質問】付属のCD-ROMや、DVDに「図書館およびそれに準ずる施設において、館外へ貸出することはできません」等と書かれているものがありますが、このような文言の法的拘束力は実際の程度あるのでしょうか。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 著作権は「著作物」にだけ働くもの。
著作物でないものには働きません（ほとんどないですが）
- 著作権が働かない「著作物」も。
日本で保護されない著作物（ほとんどない）（著6条）
法令・通達類・裁判所の判決や行政審判所の判決・それらを官公署・自治体が編集・翻訳したもの（著13条）
審議会報告書、調査資料、白書、路線価図、広報資料、統計資料など、官公署作成のものでも著作権保護されているものが多くあり。
- 「編集著作物」：素材の選択・配列の創作性に着目。
雑誌や論文集、写真集全体や「タウンページ」に適用。全体を使った場合にのみ編集著作者のもつ権利が働く。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 著作権は永久にあるものではありません。
「保護期間」というものが設定されています。
- 著作権は著作物を創作した時から発生します（無方式主義）。
- 原則：著作者（著作物を創作する者）の死後50年まで
著作者の没年調査が必要。
- NDLホームページにある「リサーチ・ナビ」の「著者の没年を調べるには」http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-ho-nbun-100009.phpを、参照。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 例外1：公表後50年まで
無名の著作物（著作者の名前を付けずに公表されたもの。イニシャル程度のもはここに分類）
変名の著作物（本名でない名前で公表されたもの）のうち周知でない（＝一般に知られていない）名前のも
団体名義の著作物（団体の名前で公表される著作物）
- 例外2：公表後70年まで
映画の著作物

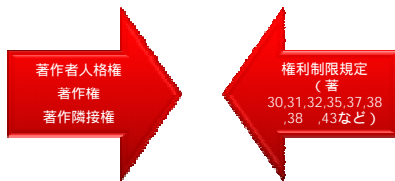
著作権制度の構造：利用者サイドから

- すでに著作権が切れているもの
 - 1957（昭和32）年までに公表された（未公表のときは創作された）写真の著作物
 - 一部の昔の映画の著作物（ほとんどないので説明省略）
- 外国著作物の特例
 - 「戦時加算」（日本国との平和条約を批准した連合国・連合国民の著作物。この条約の効力発生時までには作成された著作物につき若干年（多くが10年程度）著作権が延長に。
 - （例）サン・テグジュペリ『星の王子さま』
 - ：「戦時加算」がなければ1995年1月1日から自由利用であったのが、戦時加算のため2003年1月23日から。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 著作権が切れたらどうなるの？
 - 自由に利用できます。ただし、著作者人格権（後述）の扱いに要注意。
- 没年がわからなかったら？
 - 大事を考え、著作権が切れてないものとして取り扱った方がよいと思います。
- 【ご質問】楽譜と歌詞は没後50年まで著作権がありますが、コピーを申し込まれた場合、正確な没年がわからない場合はどうしたらよいでしょうか。
- 翻訳本などの「二次的著作物」の場合
 - 原著物・二次的著作物どちらも切れている必要あり。

著作権制度の構造：利用者サイドから



- 著作権制度は、このように、著作者などが有する「権利」と、自由利用を保障するための「権利制限規定」がせめぎあっている構図から成り立っている。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 「著作者人格権」：著作者の人格的・精神的な利益を保護。譲渡不可。ただし遺族の権利行使可。
 - 「公表権」（未公表のものを無断で公表されない）
 - （例）手紙や日記、未公開作品の公表、閲覧提供も。
 - 「氏名表示権」（勝手に名前をつけられない）
 - （例）ラジオネームなど。（図書館ではあまり適用例なし？）
 - 「同一性保持権」（勝手に題名や作品を改変されない）
 - （例）縦横比改変、一部切り取り、扇情的なタイトル付与など
 - 拡大縮小は当てはまらない。
 - 「やむを得ない改変」は認められている（例：白黒コピーなど）

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 「著作権」：著作者の経済的利益を保護。譲渡可。
 - * 「著作権者」：著作権の所有者。著作権の譲渡・相続により著作権者が変わる。（譲渡後の著作者は著作権者ではない）
- 「複製権」「上演・演奏権」「上映権」「公衆送信権」「伝達権」「展示権」「口述権」「頒布権」「貸与権」「譲渡権」「翻訳・翻案権」の7つ。
 - * 「上演・演奏」の概念の拡張（「生」でないものの再生も対象に）
 - * 「同一構内」・特定送信の公衆送信権からの除外
 - * 「中古販売」の頒布権・譲渡権からの除外
 - * 「展示権」は美術・写真の「原作品」にのみ働く。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- こういう場合は権利が働きません。
 - 紙媒体の閲覧サービス（複製物には展示権が働かず。持ち出されないものには貸与権は働かず）
 - 所蔵資料を使った展示会（複製物には展示権が働かず。）
 - 不要になった絵本からキャラクターの部分を切り抜いて再利用する行為（「複製」していないため）
 - 【ご質問】ページ破れや書ききりにより修理や利用不可能で廃棄処理した絵本について、人気のある絵（例えば「ぐりとぐら」など）を切り取って、掲示物などに利用することは著作権法では違法行為になるのでしょうか。
 - 新聞記事を新聞原紙から切り抜いて台紙に貼ったものを束ねて閲覧に供する行為

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 「著作隣接権」：音楽や映像の利用について、著作権とは別に働く権利。
- 実演家（歌手・役者・芸人など）、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）に与えられる。
- 実演、レコード、放送、有線放送が対象。
- 保護期間は実演等が行われてから50年間。
- 権利制限規定は著作権とほぼ同じ掛かり方。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 権利制限規定：著作権者の権利が及ぶ範囲を縮める規定。著作物の自由利用の範囲を画定。
- 主な権利制限規定
 - 私的使用のための複製（著30）
 - 図書館等における複製（著31）
 - 引用（著32）
 - 授業のための複製（著35）
 - 視覚障害者等のための複製（著37）
 - 非営利・無料の上演・演奏等（著38）
 - 非営利・無料の貸与（著38）

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 自由利用できない場合にすべきこと
 - 著作権者から許諾を得る。
（著作権者の没年や著作権者の所在不明のとき）文化庁長官の裁定手続きを取る。
 - 著作権を買い取る。または譲り受ける。
 - 出版権を設定する。
- 以下では と を説明。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 自由利用できない場合にすべきこと
 - 著作権者から許諾を得る。
 - 著作権者の所在確認 交渉 許諾書受領。
 - * 著作権者の所在確認方法：人物・団体情報源の調査、出版社・所属する企業・団体、関係者等への調査。
 - * 見つからない場合 文化庁長官裁定（後述）へ。
- 【ご質問】実際に著作権者の許可をとりたいとき、どのような手順で行えばよいのか知りたいです。特に、古い著作で、著者が有名でなく、出版社も廃業してしまっているような場合です。
- 著作権者団体管理の場合
団体の特定 著作権者団体と交渉 許諾書受領。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 自由利用できない場合にすべきこと
 - 文化庁長官の裁定を受ける。
- 必要なもの
 - (i) 申請書
 - (ii) 著作権者と連絡が取れないことを説明した資料（ここまで探したのに...ということが分かる資料。文化庁著作権課の担当者からの指示に従う）
 - (iii) 手数料（1件につき13,000円。公的機関は免除）
- 所要期間：2ヵ月程度（事前相談等に必要な期間を除く）
- 詳細は「著作権者不明等の場合の裁定制度」のページ <http://www.bunka.go.jp/tyosaku/c-1/index.html>（文化庁HP内）を参照。

著作権制度の構造：利用者サイドから

- 著作権を侵害したら、どうなるか。
 - 罰則：10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金（併科もできる）。法人の場合は3億円以下の罰金。
 - 民事上の請求
 - (i) 損害賠償
 - (ii) 差止請求等
- 「みなし侵害」：著作権を侵害したと「みなされる」行為。
 - 著作権侵害により作成された資料を、そのことを知った上で貸出・複写に供する行為（著113 11）

著作権制度の構造：利用者サイドから

■ 権利者団体との協議の動きとその成果

以前から複写や上映については権利者団体との間でルール作りのための協議が行われており、特にこの10年ほどは常設の「当事者協議会」の場で協議。主な成果としては以下のものが。

- (i) 「〔図書館での上映会についての〕合意書」
- (ii) 「大学図書館における文献複写に関する実務要項」
- (iii) 「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約書」
- (iv) 「著作権法第31条の運用に関する2つのガイドライン」
- (v) 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」

個別ケースの解説

- ここでは、事前にいただいたご質問のうち、個別ケースについてのものにつき、行為別に整理をした結果抽出されたものごとに、著作権法上の関係がどうなっているかを解説します。
- 取り上げた個別ケースは、以下のものです。
- 「複写サービス」「館内での撮影」「貸出資料の館外複製」「新聞記事のクリッピングサービス」「保存のための複製」「本の表紙の利用」「電子媒体資料の取扱い」「ポスターの作成」「上映会」「障害者サービス」「音楽CDの利用」「その他」

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 条文は、以下のとおり。

(図書館等における複製)

第31条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの(以下この条において「図書館等」という。)においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料(以下この条において「図書館資料」という。)を用いて著作物を複製することができる。

一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分(発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部)の複製物を一人につき一部提供する場合(以下略)

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては」の意味
- (i) 著作権法第31条第1項が適用できる施設の特定期定
国立国会図書館、公共図書館、大学・短大・高専図書館、国立大学校図書館、国公立の博物館・文書館・地方議会図書館(一般公開のところのみ)など、国公立の研究所等(一般公開のところのみ)、その他文化庁長官指定施設
学校図書館、企業図書館等は×。
- (ii) 著作権チェック(複写申込書記入)の必要性
図書館は最低限著作権チェックを行う必要あり。そのために複写申込書を利用者に記入していただくことに。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの・・・においては」の意味

(iii) 複製の主体は図書館である(利用者ではない)と

ということ

複製についての責任は利用者ではなく図書館が負う。違法コピーをしたら図書館が著作権侵害になる。

複製の可否や資料を複製する範囲などは図書館が決めてよい。著作権法第31条第1項に定められている範囲をすべて図書館が行わなければならない義務はない。

なお、館外貸出した資料を利用者がコピーする場合には図書館とは無関係に。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「その営利を目的としない事業」の意味

複写料金は実費相当分しか徴収できない、という意味。

ただ、現実的には、大多数の図書館では1枚10円といった安価で提供しているため、この規定の意味はほとんどない?

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」の意味

複写対象資料を図書館等の所蔵資料に限定。

他館借受資料とインターネットHPは除外。

ただ、「[借受ガイドライン](#)」により図書に限り一定条件で認められることに。

「資料」には電子資料も含まれる。ただ、「一部分」をどう考えるか…。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「著作物を複製することができる」の意味

(i) 「複製」の範囲や方法が限定されていない。

「コピー」だけでなくダウンロードや録音録画なども含まれる。

拡大縮小や紙1枚に収めるために別々のものを合わせてコピーすることも可能。

(ii) 「複製権」しか制限していない。

FAXや電子メールで複製物の送信ができない。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「図書館等の利用者の求めに応じ」の意味

「図書館の利用者」：遠隔複写の利用者や法人等も含む。（かつては直接来館者のみを指すとされたことも）

「求めに応じ」：具体的な申込みがあってから複製するということを意味する。SDIサービスのように、あらかじめ関心分野を登録してその関心分野に合ったと思われる文献を複写して提供する、というものは、具体的な申込みがないため同条では読めない。また、事前に予測して溜めておくような場合も読めない。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「調査研究」の意味

(i) 娯楽、営業活動などを除外する。

(ii) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究（得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など）も含まれる。

企業を宛名とする領収書を発行してもかまわない。

- 確認方法の一例

複写申込書に複写目的欄を「調査研究」「その他」と設けて にチェックをしてもらい、その表示を信用する。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「著作物の一部分」の意味

「著作物」「資料」

論文集・短編集 論文・短編の一部分

写真集・画集・書集 写真や絵画、書の一部分(*)

歌集・楽譜集・歌詞カード 1曲の半分

CDやレコードのジャケット その半分

一枚ものの地図 地図の半分

住宅地図 見開きの半分

俳句・短歌・詩歌・事典の一項目 その半分。ただし、「[写り込みガイドライン](#)」で事実上複写可に。

*楽譜、地図、写真集・画集（書も）、雑誌の最新号は除外。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物については、その全部」の意味

「発行後相当期間」：次号発行又は3ヵ月経過後

「定期刊行物」「逐次刊行物」

* 図書との区別は各館の解釈に委ねられている。

- 最新号がxというわけではなく、図書等と同じ扱い。最新号をxにするためには別の理屈が必要。

- 連載小説全回分のコピーもOK。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- 「一人につき一部」の意味
字義どおりです。
- 「後日半分」「知人と手分け」「他館で半分」問題
注意を払うのは限度あり。対応可能な範囲でよいのでは？
- 分冊の取扱い：「一著作物」がどこまで続くか。
- 付図・付録の取扱い：本文で言及あれば「一著作物」。
- 図版となっている地図や写真：本文と一体で考えると
いうことでよいのでは。

個別ケースの解説

1 複写サービス

- **学校図書館の複写サービス**
- 著作権法第31条適用は×。自校の先生・児童生徒の
「手足」として第35条第1項の複写を行うのは可か。
- この場合...
 - (i) 授業・調べ学習・校内行事（文化祭、体育祭など）
で先生（学校教諭・大学教授に限らず）や児童生徒が
利用するための複写OK。
 - (ii) 複写可能範囲は「必要と認められる限度」なので
一部分を超えてもOK。翻訳・翻案・変形等もOK。
 - (iii) 他校の資料でもOK。
 - (iv) ただし、目的外使用不可。

個別ケースの解説

2 館内撮影

- 館内撮影で適用される規定は？
- (i) 著作権法第30条第1項
- (ii) 著作権法第31条第1項
- (i) と考えるのが主流。館内で、館の資料を対象に
行われているとはいえ、利用者個人が所有する撮影機
で行われている以上、複製の主体は利用者として評価され
るため。
- 著作権法を理由として断ることはできない。利用者
のプライバシー保護、静謐な閲覧環境維持、出版者の
利益保護などを目的とした施設管理上の権限で断るし
かない。（目的により別室での撮影を許可する事例も）

個別ケースの解説

3 貸出資料の館外複製

- 図書館から借りた本・CDなどを館外で複写・ダビング
などする場合
- 著作権法第30条第1項が適用されるので、**個人又は家
庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用
するのであれば**、複写してもかまわない。
- * 購入時の契約などで禁止されている場合を除く。
- 著作権法第30条第1項を適用して複写したものは、**原
則として目的外使用することはできない**（「限られた
範囲内（7-8部が限度か？）」を超える人への譲渡、
ポスターとしての使用、図書館への寄贈、など）。

個別ケースの解説

4 新聞記事のクリッピングサービス

- 【ご質問】新聞記事のクリッピングに対する著作権について詳しくお
教えください。子どもを対象に、「朝日小学生新聞」と「毎日小学生
新聞」の東日本大震災に関する記事をクリッピングしようと考えてい
ます。
- (i) 1冊クリッピングファイルを作成し、地域館（3館）にコピーし
て、ファイルを複製して渡すことは可能か？
著作権法第31条の適用範囲外のため、新聞社の許諾が必要。
 - (ii) 館内に閲覧用として置けるか？
原紙の該当箇所をそのまま切り抜いてスクラップ帳に貼り付けた
ものを置くことは可能。（名古屋市鶴舞中央図書館で実施中）
 - (iii) 利用者から申し出があれば、ファイルのコピーは可能か？
通常の新聞と同じ扱いでコピーすることができます。
 - (iv) 新聞著作権協議会加盟の新聞の中に「朝日小学生新聞」が入っ
ていませんか。対象外なのでしょうか？
発行元の朝日小学生新聞社は同協会未加入ですので、対象外です。

個別ケースの解説

4 保存のための複製

- 著作権法第31条第1項第2号では、図書館等に対して
「図書館資料の保存のための複製」を認める。
 - 「損傷、紛失の防止等のため」と「記録のための技
術・媒体の旧式化により媒体の内容を再生するために
必要な機器が市場で入手困難となり、事実上閲覧が不
可能となる場合において、新しい媒体への移替えのた
め」に行うことが可能。
 - デジタル化により行うことも可能だが、用途は元の図
書館資料で行い得た範囲に限定。
- 【参考文献】小池信彦、常世田良「著作権法31条2号（媒体変換）に関するQ&A
文化審議会著作権分科会報告（2009年1月）について」図書館雑
誌、103(4)、no. 1025、2009.4、pp. 244-245。

個別ケースの解説

5 本の表紙の利用

■ 基本的な考え方

(i) 表紙に著作物が含まれない(白表紙本など)ものはOK

(ii) それ以外のものは基本的には要許諾

(iii) ただし、「読み聞かせガイドライン」では以下の記述が。(p.3)

「ブックリスト、図書館内のお知らせ、書評等に、表紙をそのまま使用する場合は、商品を明示しているものとみなされ慣行上無許諾で使用できる。

ただし、ホームページにのせる場合は、引用にあたる場合を除き確認が必要。表紙写真に加え、作品名・著作者名(作・文・絵・写真など)・出版社名を必ず一体表記すべき。」

個別ケースの解説

5 本の表紙の利用

■ 資料の貸出を周知するための表紙画像の使用

ネットオークション等のための著作物の複製(著作権法第47条の2)の規定を適用することによって可能となる。

【要件】

(i) 実際に貸出対象となる現物資料の表紙を使うこと。

(ii) 大きさの制約(紙:50cm以下、電子:32,400画素【非プロテクション】or90,000画素【プロテクション有り】)

個別ケースの解説

6 電子媒体資料の取扱い

(i) プリントアウト

CD-ROM、DVDであろうが紙であろうが扱いは同じ。

(ii) 貸出

「動画」が入っているかどうかで扱いが変わる。

■ 「動画」が入っている場合:貸出不可

■ 「動画」が入っていない場合:貸出可(著38)

(iii) パッケージ・付録小冊子などのコピー

パッケージや小冊子収録の各記事の一部分となる。

個別ケースの解説

7 ポスターの作成

■ ポスターの作成の場合、「5 本の表紙の利用」と同じ考え方となる。すなわち、

(i) ポスターに使われる画像が著作権切れ又は著作物でない場合は、自由に使える。

(ii) 「読み聞かせガイドライン」では本の表紙を使う場合に限り、自由に使える。

(iii) その他の場合は、使う素材の著作権者の許諾が必要。

* 画集の収録画像を使いたい場合、原作品の著作権だけを考えればよい。複製写真には独立した権利が発生しないため。

個別ケースの解説

8 上映会

■ 本来は、「非営利・無料の上映」(著第38条第1項)に当てはまるため、自由に行える。

■ とろが、ビデオが普及した1980年ごろからビデオ業者や劇場主などからクレームが発生し始めた。

■ この対応のため、(社)日本図書館協会と(社)日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」(2001.12.12)を策定。

■ 以後はだいたいこのガイドラインに沿った運用が行われている。

個別ケースの解説

8 上映会

■ 「合意書」の内容

(i) 対象となる「上映」:上映会。館内視聴は対象外。

(ii) 対象となる資料:ビデオ、DVD。フィルムは対象外。

(iii) 内容:「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。

■ 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定とされる(詳細は利用条件をご確認ください)。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

【参考文献】南亮一「2009年著作権法改正によって図書館にできるようになったこと：障害者サービスに関して」『図書館雑誌』104(7), 2010.7, p.430-433.
http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/copyright/minami_jia1007.html

■点字図書・点字データの作成・頒布・送信など

公表された著作物を使う限り、どんな目的（営利的・有料頒布など）であっても自由（著37条）。点字図書の作成・頒布（誰に渡してよい）のほか、点字データを作って渡すこと（誰に渡してもよい）、点字データをネット配信することもできる。

翻訳して点字図書・点字データ化することもできる。翻案（リライトなど）をする場合は、著37条の要件を満たす必要あり。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布など

(i) 誰に提供できるか

以下の表に例示する状態にあって、視覚著作物をそのままの方式では利用することが困難な者。

視覚障害 聴覚障害 肢体障害 精神障害 知的障害 内部障害	発達障害 学習障害 いわゆる「寝たきり」の状態 一過性の障害 入院患者 その他図書館が認めた障害
--	---

（37条ガイドライン第4項・別表1）

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(i) 誰に提供できるか

対象者がどうかの確認は、以下の「利用登録確認項目リスト」を使って行う（37条ガイドライン第5項、別表2）。

「障害者手帳の所持」「精神保健福祉手帳の所持」「療育手帳（愛の手帳）の所持」「医療機関・医療従事者からの証明書がある」「福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある」「学校・教団から障害の状態を示す文書がある」「職場から障害の状態を示す文書がある」「学校に置ける特別支援を受けているかを受けている」「福祉サービスを受けている」「ボランティアのサポートを受けている」「家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている」「活字をそのままの大きさでは読めない」「活字を長時間集中して読むことができない」「目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない」「身体の病状状態やまひ等により、資料を持ちたりページをめくったりできない」「その他、原本をそのままの形で利用できない」のうちの1つに該当すれば登録可能。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(ii) 何が作れるか：翻訳、変形、翻案が可能。したがって、以下の行為が可能。（37条ガイドライン第6項）

録音、拡大文字、テキストデータ、マルチメディア
デジタイズ、布の絵本、触図・触地図、ピクトグラム、
リライト（録音に伴うもの、拡大に伴うもの）、各種
コード化（SPコードなど）、映像資料のサウンドを映像
の音声解説とともに録音すること等

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iii) 誰が作成・頒布・送信などをできるか

点字図書館や障害者福祉施設だけでなく、公立図書館、大学図書館、学校図書館、国立国会図書館などにおいても行うことができる。

（著作権法施行令第2条）

ボランティアグループは、公立図書館等の手足となつて行つか、視覚障害者等本人の手足となつて行う場合には行うことができる、とされている。また、文化庁長官の指定を受ける途も。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iv) 対象資料

「視覚によりその表現が認識される方式により公衆に提供され、又は提示されているもの」（視覚著作物）に限定。ラジオ録音、音楽CDなどは対象外。

* 他館から録音図書等を借りてきてダビング等を行ってもよい。他館から本を借りてきて製作してもよい。

* 「視覚著作物」に音声に伴う形態（音の絵本、映画、テレビ番組など）であってもよい。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■ 対面朗読

対面朗読には「口述権」が働くが、非営利・無料の場合には自由に口述できることとされている（著38）ため、著作権者からの許諾は不要。

ただ、朗読者に朗読の対価としての報酬を支払う場合には、著作権者からの許諾が必要となってしまう（著38 ただし書）。このため、実費のみの支払いか、障害者サービス全般を行うものとして雇用して給与という形で支払うしかない。

朗読内容の録音等は、著37 により実施できる。

個別ケースの解説 9 障害者サービス

■ 録音図書・拡大図書・テキストデータなどの作成・頒布・送信など

(iv) 対象資料

「当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは...出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆の提供又は提示が行われている場合」（市販等されているもの）は、除外。

* 以下のものは対象に含む（37条ガイドライン第9項(1)）

「当該視覚著作物の一部を提供するもの」「録音資料において、朗読する者が演劇のように読んだり、個々の独特の表現方法で読んでいるもの」「利用者の要求がデジタル形式の場合、それ以外の方式によるもの」「インターネットのみの販売などで、視覚障害者等が入手にくい状態にあるもの（ただし、当面の間に限る。また、図書館が入し障者等に提供できるものはこの限りではない）」

個別ケースの解説 10 音楽CDの利用

【ご質問】図書館で開館、閉館を知らせる音楽（市販されている曲）を流したいと考えているが可能ですか。

(i) その曲をそのまま流す場合。

音楽CDをそのまま再生する場合は、非営利・無料の演奏（著38）に該当しますので、可能。

(ii) その曲をBGMとして、開館・閉館のアナウンスを入れて流す場合。

同一性保持権（著20）が心配ですが、「著作物の性質並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる変更」（著20 IV）に当たると思われますので、可能かと思えます。

個別ケースの解説 11 その他

■ 本に収録されている写真の利用

現在、出版社に「版面権」は認められていませんので、写真の著作権者にのみ許諾を得られればOK。

■ 「日本版フェアユース」の動向

「写り込み」「適法利用の過程における著作物の利用」「著作物の表現を享受しない利用」の3類型を権利制限の対象とすることで法制化を目指すこととなったが、現在足踏み中。

質疑応答

長時間、お疲れ様でした！